

障害者自立支援法が 本格施行されます

問合せ 社会福祉課 障害福祉係

4月から一部施行していた障害者自立支援法が、10月1日から全面施行されます。

福祉サービスの体系が変わります

新しい福祉サービスは、「①障害福祉サービス」と「②地域生活支援事業」にわかれます。(左表参照)

①障害福祉サービスは、「介護給付」と訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」にわけられ、個別に支給決定が行われます。②地域生活支援事業は、市町村が地域特性等を踏まえ、創意工夫により実施します。

補装具・日常生活用具の仕組みが変わります

10月1日申請分から、障害者自立支援法による支給に変わります。

①補装具、日常生活用具についても、価格に応じた原則1割の利用者負担が導入されます。ただし、所得に応じて一定の負担上限額(下表参照)があります。※一定所得以上の方(障害者本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上)は支給対象外になります。②補装具と日常生活用具で一部種目の扱いが変わります。

種目	現行	10月から
点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助杖(一本杖のみ)・収尿器・ストマ用装具(紙おむつ等含む)	補装具	日常生活用具
重度障害者用意思伝達装置	日常生活用具	補装具
色めがね	補装具	廃止

月額負担上限額表

生活保護世帯の方	0円
市民税非課税世帯で本人(18歳未満の場合は保護者)の収入が80万円以下の方	15,000円
市民税非課税世帯で上記以外の方	24,600円
市民税課税世帯の方	37,200円

福祉サービスの体系

サービス	内容
居室介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴・排泄・食事の介護等
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人への自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動支援等
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援・外出支援
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人への居室介護等の包括的サービス
児童デイサービス	障害児の日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等における、短期間、夜間も含めた、施設での入浴・排泄・食事の介護等
療養介護	医療と常時介護を必要とする人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話
生活介護	常に介護を必要とする人への昼間の入浴、排泄、食事の介護及び創作的活動または生産活動機会の提供
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人への夜間や休日の入浴・排泄・食事の介護等
共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居での入浴・排泄・食事の介護等
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練
就労移行支援	一般企業へ就労を希望する人への一定期間の身体機能または生活能力の向上のための必要な訓練
就労継続支援(雇用型)・(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供、知識及び能力の向上のための必要な訓練
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や日常生活上の援助
②地域生活支援事業	
相談支援	障害者等からの相談対応、必要な情報提供や権利擁護のための必要な援助
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人への手話通訳者の派遣等
移動支援	円滑に外出できるための移動支援
地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

国保・年金日より 高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

10月1日から被保険者の方が医療機関に支払う自己負担の1か月の限度額(自己負担限度額)が変わりました。(左表参照)

①金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合
②人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。
③公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並み(44,400円)に据え置きます。

70歳未満の方

所得区分	9月まで	10月から
上位所得者(基礎控除後の所得など670万円以上)	139,800円+<医療費-466,000円>×1%(77,700円)	150,000円+<医療費-500,000円>×1%(83,400円)
一般	72,300円+<医療費-241,000円>×1%(40,200円)	80,100円+<医療費-267,000円>×1%(44,400円)
低所得(住民税非課税世帯)	35,400円(24,600円)	35,400円(24,600円)

70歳以上の方

所得区分	9月まで		10月から	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(月収28万円以上または課税所得145万円以上)	40,200円	72,300円+<医療費-361,500円>×1%(40,200円)	44,400円	80,100円+<医療費-267,000円>×1%(44,400円)
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
低所得(住民税非課税世帯)	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

老人医療係から 療養病床に入院する場合 食費・居住費の負担について

療養病床に入院する場合は、介護保険で入院している方との負担の均衡を図るため、平成18年10月から、介護保険と同様、食費・居住費を負担していただくことになりました。

食費月額	42,000円
居住費月額	10,000円

(光熱水費相当)
●低所得者の方は、次のとおり負担軽減があります。
▼低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)
月額30,000円
▼低所得者Ⅰ(年金受給額80万円以下等)
月額22,000円
▼低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給者)
月額10,000円
※額は、食費・居住費を合わせた額です。
問合せ 保険年金課 老人医療係

出産育児一時金が 引き上げられました

少子高齢化対策の一環で、出産育児一時金が従来の30万円から35万円となります。対象者は、10月1日以降に出産された方です。(9月中に出産し、10月に手続きに来られた方は従来どおり30万円の支給となります。)

国民健康保険高齢受給者証 が更新されます

現在、2割負担の国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方は、9月30日をもって更新になり、10月1日以降は医療機関窓口での自己負担が3割になります。9月下旬頃に新しい3割の受給者証を郵送しましたが、届いていない

会社などを退職されたとき は国民年金の手続きをお忘れなく

20歳以上60歳未満で会社などを退職される方は、国民年金第2号被保険者から国民年金第1号被保険者に変更されます。この変更(加入)手続きは、市役所の保険年金係で行います。

ただし、退職後、厚生年金保険の被保険者または共済組合加入員の被扶養配偶者となる方は、国民年金の第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて手続きが必要です。
年金受給者の方が住所を変更されたときは手続きを
年金を受給している人が、住所を変更されたとき、転居先の住所を管轄する社会保険事務所へ「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出してください。届出が遅れますと、各種通知書が、お手元に届かないこともありますので、忘れずに提出してください。
「年金受給権者住所・支払機関変更届」は、市役所の保険年金係または立川社会保険事務所
☎523・0351